

～生活保護に関してお困りの方へ～

日本弁護士連合会・各弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

相談料
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接おこたえます。

- ・申請書がもらえない。
- ・次の理由により申請が受け付けられない。
住所不定（ホームレス）、所持金がある、借金がある、家賃が高すぎる、自動車がある、65歳までは働ける、別の制度（生活困窮者自立支援制度）が利用できる
- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
「保護費を返してください」
「辞退届を書いてください」
「住宅扶助の基準が変わったので、安いところに転居しなさい」
「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」
- ・保護費を“天引き”されている。
- ・保護費が下がって、生活していけない。
- ・ジェネリック（後発医薬品）の薬を使うよう強制されている。

2 相談料はかかりません。

※各弁護士会によって実施日時が異なります。旭川弁護士会へのお問い合わせは、☎0166-51-9527 までお願いいたします。）。



ひんこんは なくす
0120-158-794

2018年12月18日(火)

10:00～18:00

※各弁護士会により実施状況が異なりますので、詳細は実施案内をご参照の上、各弁護士会にお問い合わせください（実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。）。

回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。